

自立支援教育訓練給付金

- 目的：ひとり親家庭の母または父の主体的な能力開発の取組を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的としています。
- 対象者：ひとり親家庭の母または父で、次の全ての条件を満たす方
 - 姫路市内に住所がある
 - 児童扶養手当を受けている、又は本人の所得が児童扶養手当受給対象所得水準
 - 当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められる
 - 過去に自立支援教育訓練給付金を受けていない
 - 「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付（入学準備金）」等、趣旨を同じくする給付を受けていない

●対象講座

雇用保険制度の教育訓練給付金の対象として厚生労働大臣が指定する教育訓練講座

【対象講座の確認方法】

- ・ パソコンから検索

教育訓練講座検索システム「講座を探したい」で検索

<https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/>

- ・ 講座を開講している各スクールに確認
- ・ こども支援課にて相談



（希望講座名・職種等のある程度決めた上でご相談ください。）

●支給内容

対象講座により支給額が異なります。※受講修了後に支給。

【雇用保険法による一般教育訓練給付金・特定一般教育訓練給付金の対象講座】

受講料の 6 割。上限 20 万円。（雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格がある方は、ハローワークで受講料の 2 割もしくは 4 割の給付を受けた後、差額を支給）

【雇用保険法による専門実践教育訓練給付金の対象講座】

受講料（入学料及び授業料に限る）の 6 割。その額が修学年数（上限 4 年）に 40 万円を乗じて得た金額を超えるときは、その金額まで。（雇用保険法による給付金の受給資格がある方は、ハローワークで受講料の 5 割の給付を受けた後、差額を支給）

※専門実践教育訓練修了後、資格取得し、かつ修了した日の翌日から 1 年以内に雇用保険の被保険者となる就職をした場合は、ハローワークから受講料の 2 割給付される。

※1 万 2 千円を超えない場合は支給されません。

※この制度の利用は 1 度限りとなります。

●講座指定申請時に必要なもの

- 児童扶養手当証書

(受給資格なしの場合)

- ・ 戸籍謄本 (母・(父)・児童)
- ・ 健康保険証 (母・(父)・児童)

- 受講予定講座のパンフレット (スクール名・講座名・講座内容がわかるもの)

- 教育訓練給付金支給要件回答書 (ハローワーク東館で発行してもらう)

※講座によって一般教育訓練、専門実践教育訓練、特定一般教育訓練の指定区分が異なる。講座に応じた回答書を請求。

※雇用保険を全くかけておられない方に上記回答書は発行されません。かわりに

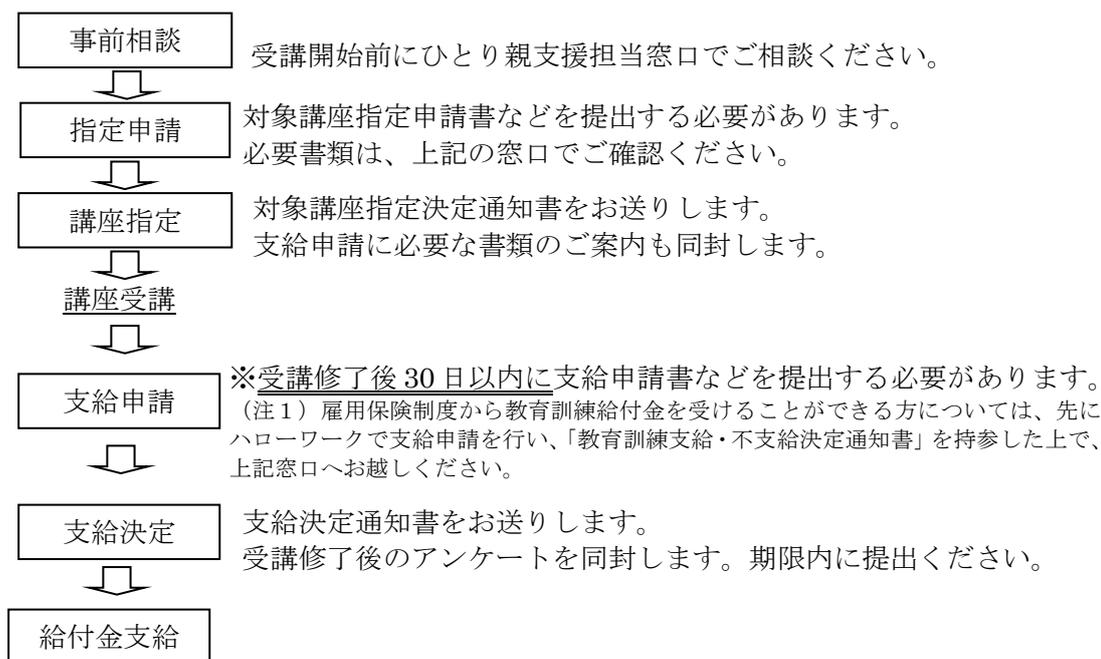
『雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書』(ハローワーク西館 適用課まで 222-4432)を持参ください。

- 個人番号確認書類

- 運転免許証等本人確認書類

} 目視で確認します

●お手続きの流れ



●その他

※ 講座を受講される場合、事前に講座指定の申請を行い、指定を受けることが必要です。ご注意ください。

※ ハローワークの教育訓練給付金に関しては、

ハローワーク東館 雇用保険給付課 (222-4434) までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

姫路市役所こども支援課ひとり親支援担当 Tel079-221-2132